

令和8・9年度 後期高齢者医療保険料の改定等について

1. 東京都後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療に関する条例の一部改正

令和8年1月29日開催の第1回広域連合議会定例会において、新たな保険料率等を定めた条例改正案が可決された。

(1) 保険料率・賦課限度額

		令和6・7年度	令和8・9年度 算定案		令和8・9年度 【確定】		令和6・7年度 との比較
保険料率	均等割額	47,300円	医療分	51,100円	医療分	53,300円	+6,000円
			子ども・子育て支援金分	1,300円	子ども・子育て支援金分*	1,300円	
	所得割率	9.67%	医療分	9.60%	医療分	9.88%	+0.21ポイント
			子ども・子育て支援金分	0.25%	子ども・子育て支援金分*	0.26%	
賦課限度額		800,000円	医療分	800,000円	医療分	850,000円	+50,000円
			子ども・子育て支援金分	20,000円	子ども・子育て支援金分*	21,000円	
一人当たり平均保険料額		111,356円	123,827円		127,400円		+16,044円

※令和8年1月末日時点では、令和9年度分の子ども・子育て支援金にかかる均等割額及び所得割率が国から示されていないため、令和8年度と同額で仮算定されている。今後、令和8年度中に示される数値を用いて改めて算定を行い、子ども・子育て支援金分の保険料率等を決定する。

(2) 均等割額軽減の拡大

①均等割額7割軽減

国通知に基づき、所得基準額の引上げを行わずに、医療分にかかる均等割額7割軽減を7.2割軽減に拡大する。(子ども・子育て支援金分については、7割軽減)

②均等割額5割軽減、2割軽減

軽減対象となる所得基準額の引上げを行う。

(医療分、子ども・子育て支援金分ともに適用)

	令和6・7年度	令和8・9年度
5割軽減	43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円+ <u>30.5万円</u> ×(被保険者数)以下	43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円+ <u>31万円</u> ×(被保険者数)以下
2割軽減	43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円+ <u>56万円</u> ×(被保険者数)以下	43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円+ <u>57万円</u> ×(被保険者数)以下

2. 保険料の増加抑制策

(1) 特別対策の継続

令和6・7年度と同様に、以下の特別対策を継続する。

- ・本来、保険料として賦課すべき3項目への一般財源投入
(広域内区市町村全体で約227億円負担)
- ・東京都後期高齢者医療広域連合独自の所得割軽減の継続
(広域内区市町村全体で約5億円負担)

(2) 基金等の活用

- ・広域連合が管理する特別会計調整基金の取り崩し(約53億円投入)
- ・東京都が管理する財政安定化基金の取り崩し(約173億円投入)
- ・令和6・7年度からの広域連合決算剰余金の投入(約197億円投入)

3. 広域連合規約の一部変更

前項に記載の特別対策を継続するため、東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する。

4. 周知方法

- ・広報たいとう
- ・区公式ホームページ
- ・広域連合ホームページ 他

令和8・9年度保険料率と過去の保険料率等比較表

保険期間	令和2・3年度		令和4・5年度		令和6・7年度		令和8・9年度				
	算定案		確定		算定案		確定		確定		
特別対策等	4項目特別対策と所得割額独自軽減策に一般財源を投入（2年間実施）		4項目特別対策と所得割額独自軽減策に一般財源を投入（2年間実施）		4項目特別対策と所得割額独自軽減策に一般財源を投入（2年間実施）		4項目特別対策と所得割額独自軽減策に一般財源を投入（2年間実施）		4項目特別対策と所得割額独自軽減策に一般財源を投入（2年間実施）		
市区町村負担額（2年分）	約217億円 【特別対策合計213億円＋所得割軽減4億円】		約224億円 【特別対策合計219億円＋所得割軽減4.5億円】		約219億円 【特別対策合計214億円＋所得割軽減5億円】		約230億円 【特別対策合計225億円＋所得割軽減5億円】		約232億円 【特別対策合計227億円＋所得割軽減5億円】		
賦課総額（前期比）	3,695億円（151億円増／4.3%）		4,079億円（384億円増／10.4%）		4,528億円（449億円増／11.0%）		5,051億円（523億円増／11.6%）		5,244億円（716億円増／15.8%）		
所得係数（賦課割合）	1.61（38.31：61.69）		1.59（38.61：61.39）		1.56×52/48（37.17：62.83）		1.56×52/48（37.17：62.83）		医療分 1.55×52/48（37.33：62.67） 子ども・子育て支援金分 1.47×52/48（38.57：61.43）		
後期高齢者負担率	11.41%		11.72%		制度改正を考慮する 12.67% 制度改正を考慮しない 12.24%		13.27%		13.27%		
予定収納率	98.30%		98.50%		99.00%		99.00%		99.00%		
保険料率	均等割額（前期比増減額／率）	44,100円（800円／1.8%）		46,400円（2,300円／5.2%）		47,300円（900円／1.9%）		医療分	51,100円（3,800円／8.0%）	医療分	53,300円（6,000円／12.7%）
	所得割率（前期比増減額／率）	8.72%（-0.08ポイント／-0.9%）		9.49%（0.77ポイント／8.8%）		R6 旧ただし書所得58万円以下 8.78%（-0.71ポイント／-7.5%） R7 旧ただし書所得58万円超 9.67%（0.18ポイント／1.9%）	子ども・子育て支援金分	医療分	9.60%（-0.07ポイント／-0.7%）	医療分	9.88%（0.21ポイント／2.2%）
								子ども・子育て支援金分	0.25%	子ども・子育て支援金分	0.26%
一人当たり平均保険料額（前期との差額／率）	101,053円（3,926円／4.0%） （令和2年1月最終案）		104,842円（3,789円／3.7%） （令和4年1月最終案）		111,356円（6,514円／6.2%）		123,827円（12,471円／11.2%）		127,400円（16,044円／14.4%）		
収入別保険料額※1	年度	令和2年度	令和3年度	令和4・5年度	令和6年度	令和7年度	令和8・9年度		令和8・9年度		
	単身	153万円	9,900円(3,500円)	13,200円(6,800円)	13,900円(700円)	14,100円(200円)		15,600円(1,500円)		15,200円(1,100円)	
		200万円	76,200円(200円)		81,700円(5,500円)	79,100円(-2,600円)	83,200円(1,500円)	88,200円(5,000円)		91,200円(8,000円)	
		220万円	93,700円(-8,500円)		100,700円(7,000円)	102,600円(1,900円)		107,900円(5,300円)		111,500円(8,900円)	
		400万円	244,200円(-1,000円)		264,100円(19,900円)	269,200円(5,100円)		278,400円(9,200円)		287,200円(18,000円)	
	2人世帯	153万円	19,800円(7,000円)	26,400円(13,600円)	27,800円(1,400円)	28,200円(400円)		31,200円(3,000円)		30,400円(2,200円)	
		240万円	146,300円(500円)		156,700円(10,400円)	159,700円(3,000円)		169,400円(9,700円)		175,400円(15,700円)	
		272万円	174,200円(-17,100円)		187,100円(12,900円)	190,700円(3,600円)		200,900円(10,200円)		207,900円(17,200円)	
500万円		361,500円(-900円)		390,300円(28,800円)	397,700円(7,400円)		413,500円(15,800円)		427,000円(29,300円)		
保険料算入経費の構成図（金額は2年分※2）	賦課総額 3,695億円 		賦課総額 4,079億円 		賦課総額 4,528億円 		賦課総額 5,051億円 		賦課総額 5,244億円 		
賦課限度額	64万円		66万円		令和6年度 73万円 令和7年度 80万円		医療分 80万円 子ども・子育て支援金分 2万円		医療分 85万円 子ども・子育て支援金分 2.1万円		
限度額到達所得※4	6,834,000円		6,466,000円		令和6年度 7,060,000円 令和7年度 7,784,000円		医療分 7,802,000円 子ども・子育て支援金分 7,481,000円		医療分 8,604,000円 子ども・子育て支援金分 7,577,000円		
備考	<ul style="list-style-type: none"> 財政安定化基金拠出金を除く特別対策3項目と所得割額軽減策に一般財源を投入した。 剰余金は保健事業と介護予防の一体的実施に係る広域連合負担分の財源（4億円）を含め186億円を収入として計上した。 		<ul style="list-style-type: none"> 財政安定化基金拠出金を除く特別対策3項目と所得割額軽減策に一般財源を投入して試算した。 剰余金187億円を収入として計上することとした。 窓口負担2割の実施の影響は、厚生労働省の示す都道府県ごとの減少率を基にして算定した。 保健事業と介護予防の一体的実施に係る広域連合負担分の財源には剰余金を見込まないこととした。 		<ul style="list-style-type: none"> 財政安定化基金拠出金を除く特別対策3項目と所得割額軽減策に一般財源を投入して試算した。 剰余金260億円を収入として計上することとした。 窓口負担2割の実施の影響は、厚生労働省の示す長瀬効果による影響を基にして算定した。 		<ul style="list-style-type: none"> 財政安定化基金拠出金を除く特別対策3項目と所得割額軽減策に一般財源を投入して試算した。 広域連合の剰余金（＝広域連合が管理する特別会計調整基金）及び東京都が管理する財政安定化基金より423億円を収入として計上し試算した。 新設される子ども・子育て支援金の拠出金額については、厚生労働省の示す数値を用いて算出し、125億円を保険料に算入する。 		<ul style="list-style-type: none"> 財政安定化基金拠出金を除く特別対策3項目と所得割額軽減策に一般財源を投入して試算した。 広域連合の剰余金（＝広域連合が管理する特別会計調整基金）及び東京都が管理する財政安定化基金より423億円を収入として計上し試算した。 新設される子ども・子育て支援金の拠出金額については、厚生労働省の示す数値を用いて算出し、128億円を保険料に算入する。 		

※1：収入額は、単身の場合本人の年金収入のみ、2人世帯の場合は本人の年金収入と配偶者の年金収入80万円を想定。（ ）は前期のうち後年度の保険料との差額

※2：端数処理の都合上、賦課総額とその内訳の計が一致しない場合がある。

※3：調整交付金交付額調整分とは、普通調整交付金の減額調整分を補填するため保険料算入経費となる分

※4：賦課限度額に到達する保険料計算のもととなる所得金額

第34号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約 新旧対照表

改 正 案	現 行																
<p>附 則 1～4 (略)</p> <p>5 令和8年度分及び令和9年度分の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td> <td style="text-align: center;">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。」</p> <p>とあるのは、</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td> <td style="text-align: center;">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費</p>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント	<p>附 則 1～4 (略)</p> <p>5 令和6年度分及び令和7年度分の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td> <td style="text-align: center;">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。」</p> <p>とあるのは、</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td> <td style="text-align: center;">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費</p>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント																
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント																
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント																
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント																

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、令和8年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。」

とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、令和8年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、令和7年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、令和6年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。」

とする。